

## 被災した家屋の解体と撤去を、町が所有者に代わって行います

### ☆申請受付

- 期 間：令和元年11月25日（月）から令和元年12月26日（木）まで
- 時 間：役場開庁日の 8時30分から17時15分まで
- 場 所：大郷町役場町民課窓口

### ☆公費解体（町に解体撤去を依頼する場合）

『公費解体申請書』を提出して下さい。

《添付書類等》

- ① 印鑑登録証明書 ※発行日から3ヶ月以内のもの
- ② 身分証明書（原本及び写し）
- ③ リ災証明書
- ④ 登記事項証明書（建物・全部）  
※発行日から3ヶ月以内のもの  
※未登記建物の場合は、固定資産税評価証明書
- ⑤ 建物配置図
- ⑥ 建物の被災状況が分かる写真等

### ☆自費解体（個人で先行して解体撤去を行った場合）

個人で費用を負担して解体撤去した家屋についても、本制度の対象となります。

『損壊家屋等の解体撤去費用申請書』を提出して下さい。

- ・家屋の一部（外壁や屋根など）のみの解体や補修改修（リフォーム）は本制度の対象となりません。
- ・町が公費解体を始めた日の前日【令和元年11月24日（日）】までに契約したものが対象です。
- ・町が定めた基準で算定した額が償還額の上限です。実際に支払った額が償還されない場合がありますのでご了承下さい。
- ・公費解体と同様の添付書類のほか、施行前、中、後等の写真や見積書、契約書等、解体撤去の実施に係る資料が必要ですので適切に保管しておいて下さい。

『申請を委任する』『相続登記が済んでいない』『共有者がいる』場合などは、別途資料が必要となりますので詳しくはお問合せ下さい。

お問合せ先  
大郷町役場町民課環境衛生係  
電話022-359-5504